

平成21年度第1回住居表示整備審議会

◇日時

平成21年10月27日(火)午後2時00分～午後4時00分

◇開催場所

小平市役所 6階 600会議室

◇出席者

住居表示整備審議会 委員11名(代理1名)
事務局 市民生活部職員4名、傍聴者 1名

◇会次第

- ・市長あいさつ
- ・委員自己紹介
- ・諮問
- ・審議
- ・閉会

◇配布資料

- 整備対象区域図
- 整備対象区域資料
 - ・面積・人口・世帯数等一覧
 - ・市街化等状況一覧
 - ・項目別比較表
- 市街地区域決定済地域図
- 町境が道路などで区切られていない箇所
- 実施に伴い町境の整理が必要な箇所
- 過去の住居表示実施時の世帯数

注①: 本要録中の諮問書の内容について

「(1)」とあるのは、「住居表示の実施区域の範囲について」

「(2)」とあるのは、「実施する区域の実施年度について」

「(3)」とあるのは、「市街地区域の決定について」

「(4)」とあるのは、「住居表示の方法について」

注②: 本要録中の各地区の町名については、

A 地区—小川町一丁目、小川町二丁目、小川東町、仲町、学園東町、

B 地区—回田町、御幸町、鈴木町一丁目、鈴木町二丁目

C 地区—天神町一丁目、天神町二丁目、大沼町一丁目、大沼町二丁目、花小金井五丁目、
花小金井六丁目

注③: 本要録中の実施する区域の範囲については、複数年度に分けて実施する場合、先に着手する地域として

A 案は、大沼町一丁目(西武新宿線南側は除く)、大沼町二丁目、花小金井五丁目、
天神町二丁目(西武新宿線北側を含む)

B 案は、天神町一丁目、天神町二丁目(回田道より西側は除く)、花小金井六丁目

C 案は、大沼町一丁目(西武新宿線南側は除く)、大沼町二丁目、花小金井五丁目、
天神町二丁目(西武新宿線北側を含む)、天神町一丁目(天神通りより東側を含む)、
花小金井六丁目

◇会議録(要録)

以下の記録は、事務局により要旨を編集したものですので、発言の微妙なニュアンス等が表現されていませんので、ご了承ください。

【会長】

市長から住居表示整備事業についての諮問をいただいた。諮問の内容は、(1)から(4)となっている。新しい委員さんも出席しているので、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局より資料についての説明】

【会長】

事務局からの説明の中で、質問などはあるか。

【委員】

今の説明の中で市街化区域、と言っていたが市街化区域が正しいという理解でよろしいか。市街化区域だと、まったくカテゴリーが違う。

【会長】

市街化区域である。

【委員】

今日、新しく5人の新委員が出席されている。3月の答申の中には経過なども含まれている。新委員にお渡しすれば、審議もスムーズにいくのではないか。

【会長】

新しい委員には、いままでの資料は渡しているのか。

【事務局】

配布しています。

【会長】

諮問内容(1)から(4)についての審議に入りたい。先ほど市長は、いよいよ住居表示整備事業が大きな第一歩を踏み出す段階にきたという認識を表明した。諮問の内容(2)の実施する区域の実施年度等について、事務局における検討案などがあれば説明をお願いします。

【事務局】

実施年度については、平成24年度と25年度の2回に分けた計画を考えています。なぜならば、選定された区域が6町で214ヘクタールと広大で、世帯も約7600世帯あるので、1回の実施ではできないと考えています。配布した資料のA案からC案の内容を説明します。

A案については、西武新宿線の北側、西武新宿線の南側の大沼町一丁目を除く地域を先行実施する案です。世帯数は約4450世帯、面積約137ヘクタールです。大沼町二丁目から要望書がでているので満たされています。また、花小金井五丁目も平成5年に実施されましたが、取り残されている地域も解決される案となっています。

B案は、西武新宿線の南側を先行実施する案で、花小金井六丁目から要望書がでているので満たされていると思います。B案の世帯数は約3100世帯、面積約77ヘクタールとなります。

C案は、西武新宿線の北側地域、花小金井六丁目および天神町一丁目の一部が含んだ地域を先行実施する案で、平成18年2月に大沼町二丁目・花小金井六丁目から出された要望書、花小金井五丁目・花小金井六丁目の過去に住居表示を実施されながら、取り残された地域であるという課題も解決します。また、仮にA案・B案のどちらかが先に実施されると、要望書が出ている地域に対して待っていただくことの意味が大変難しいと思われます。

【会長】

各委員に諮問の内容の項目別の説明をお願いします。

【事務局】

諮問内容を説明します。

(1)については、選定された区域のなかで、実施できない区域等をご調査いただき、実施する範囲を明確にするため。

(2)については、選定された区域が6町で面積214ヘクタール、世帯数約7600世帯あり1回で実施することの適否をご判断いただきたいもの。

(3)については、実施にあたり市街地区域として、議会の議決を得る地域を決定していただきたいもの。

(4)については、住居表示の実施の方法を決定いただきたいものです。

【会長】

(4)については、小平市では街区方式を採用しているので、特に意見はないかと思う。

【委員】

諮問内容(1)から(4)の全体を貫くコンセプトは何かという質問を発してよろしいか。

つまり線路なら線路の北と南という大きな切り方。切り方のコンセプトみたいなものを最初に示されたい。それがはっきりすれば、区域を変更して線路でもって切るなら切る。入れるなら入れる形でわかるが、街区が既に決まっているところにおいては、飛び地的になるということになるのか。

それと1番最初に言った、今度の整備対象区域の中でも実施できない地域があるのか。もう一度確認をしたい。

【事務局】

諮問の(1)住居表示の実施区域の範囲について、住居表示整備対象地域として6町が町名であるため、その地域について実施するのが適当であるということで、答申をいただいた。その後、事務局で精査をしたところ、仲町と天神町二丁目の境の部分に、筆境で町の境が決まっている所があり、ここは住居表示が難しいと考えています。諮問内容(1)については、この部分について改めてご調査と答申をお願いいたしたいという内容です。(2)の実施する区域の実施年度は、対象地域には全部で7600世帯あります。7600世帯全域を一斉に実施するということになると、最終的には調査員が一軒一軒のお宅を回って、そのお家の玄関から道路へ出るまでの出口の部分かどこの地点にあるのか、全戸確認して何丁目・何番・何号という住居番号が決定されますが、これをまとめて7600世帯やることになると、厳しいものがあるので、実施年度、地域の切り方について何回かに分けて実施をできないだろうかということです。これが切り方のコンセプトといえばコンセプトだと思います。

【会長】

委員、いまのでよろしいか。

【委員】

本市はすでに56%が街区方式である。継続性もあり、町境については、鉄道、道路、河川で分ける方式を採っている。街区方式でこれからも進めていくということは、町全体の調和の意味からも適切であると思う。(4)については、整理がつきやすい形だと思うので、各委員も承知ができると思う。(3)について、街区方式を採ると、委員から質問のあった市街地区域の決定をしておかなければならない。地図にあるミドリ色のところは、市街地区域決定をしているが、白く残った地域を決定してもらわないと、街区方式による住居表示ができないことになるので、この辺がひとつのプロセスになると思う。それで(1)、(2)は、A案・B案・C案で要望度、合意形成が図られると、私ども最終答申で謳っている。議論をどう進めていくかが、これからの課題になる。(1)から順番に議論すると厳しいので、(4)、(3)という進み方をして、(1)、(2)の順で。これも事務局の準備や都合もあるので、平成24年とか平成25年を早めるのはどうだろうか。この辺のところも含めて、これから議論をしていくことになるのではないかと考えている。

【会長】

住居表示の実施区域の範囲から手をつけられない地域を除いたのが、(3)番の市街地区域でよろしいか。

【事務局】

(1)については、会長ご発言とおりに、住居表示ができない地域をご調査の上、決定をお願いしたい。(3)については、地図のミドリ色に塗ってある地域は、今回整備対象区域ではありますが、既に市街地区域として議決済みの地域でもあります。今回の住居表示整備対象地域のなかで残っている白い地域については、市街地区域の議決をいただかないと、住居表示ができない地域ということになります。

【会長】

(4)については、理解いただけると思う。

【委員】

事務局から提出された、A案・B案・C案を採るにしても、まだ未実施地域がほとんど残っている。いずれにしても市街地区域の決定をしないと、A案・B案・C案とも街区方式での実施はできないという理解になろうかと思う。

【会長】

(3)については、そういうことでの理解をいただけるか。

【委員】

そうすると、今は実際の実施方法の進め方の議論ですが、最初のコンセプトを、と申し上げた点は、誰でも納得しうることであるとの確認と、合わせて地元は多数賛成ということか、ということ伺いたい。

【委員】

地域から要望書がでていて、皆さんは承知だと思うが、要望書がでた経緯とか、その要望書がどのくらいの度合いなのかということも説明をしてもらいたい。

【会長】

委員が言った、大方の市民の方が理解、賛同がいただけるかどうかについては、むずかしい。これまでの審議会では、答申に見られるように、住民の合意が得られやすい地域の選定という考え方。住居表示を整備していくに当たって、あらゆる局面で市民の参画を願うというようなコンセプトもっているの、ここで私の方から言わせてもらおうと、A案・B案・C案という案が(2)の案としてでているが、コンセプトを適用するとなれば、当然C案と考えている。そのへんのところを賛同いただければと思う。あつち手をつけられている、どう言う訳だ、ということになりかねないので、それは一気に一緒にということに対応したほうが良いと思う。それでは要望書の概要を説明願う。

【事務局】

要望書について説明します。平成18年2月に大沼町二丁目防災防犯ネットワークから、住居表示の早期実施を望むものとなっています。又、花小金井六丁目からは、町名変更をしないでの実施を望むものとなっています。

【委員】

要するに町区域境を線路、道路などで区切っていくが、住民の気持ちとして、同じような方向を向ききれない経過というのは、歴史的にもあったと思う。そのようなことを含めて、事務局からだされた案のコンセプトを確認したかった。

また、A案・B案・C案に分けた方法論について、市民の方に賛同をいただけるのではないかと思う。ただ、反対と言う方もいる時期をどうやって経てこられたのかなと確認できればと思う。

【委員】

平成17年からの審議会の経過は、昭和52年学園西町から平成17年花小金井六丁目までの住居表示については、町丁名を活かしながら、出来やすいところから実施してきた。それ以降、審議会で議論してきたが、残った15町丁は町名の変更、町境の変更など非常に難しい地域である。したがってひとつの町単位での住居表示の実施が困難であり、これから新しい方式で取り組まなければならない。第3次長期総合計画にあるように、住居表示はまちづくりの一環であるとの趣旨もふまえ、C地区は住民要望もでているので、合意形成が比較的図られる地域であると判断した。

また、この6町丁のうち大沼町二丁目を除き市街地区域決定済の地域となっている。したがって、市街地区域に決定している地域は実施可能性が高く、さらには、まちづくりという視点から第3次長期総合計画を尊重して、その地域の「地域力」も期待しながら実施したらどうかということで答申をまとめ、3月9日に市長に答申をした。

その後、今日事務局から受け取った資料が、A案・B案・C案あった。

先ほど会長から説明があったように、C案だと比較的市街地区域でもあり、なおかつ大沼町二丁目・花小金井六丁目から強い要望があるので、このC案はどうであろうか。事務局がだされたA案・B案・C案について、それぞれ理解をいただければと思う。

【会長】

よろしいか。

【委員】

市民が出席された地域懇談会の意見があり、この中には辛口のもあるし、行政のあり方論も言ってもいた。たとえ少数意見でも、市のやり方というのは正しいと、きちんと言っていただける形の検討内容の確認が欲しい訳なのです。

ただ今、言っていた先輩の長い間のご努力については、敬意を表する。変わることに對するいろいろな反対点等について、どんなことがあったのか、そのあたりを伺いたい。

【会長】

行政の調整能力はどうなのだ。を問うているのだと思う。住居表示という問題に限らず、全ての行政のそういう問題というのは、やはり、調整から始まっているのではないかと思う。

【事務局】

総論的な答えになりますが、昭和50年代から、小平市の面積に対して住居表示を50パーセント以上の地域の住居表示を実施しました。そのことに対するクレーム、住居表示を実施したおかげで、こんなことになって困っていると言うクレームは1件もありません。

反対に小川町・大沼町あたりについては、番地が飛んでいるのでどう行ったらいいですか、というお問合せを受けることはあります。そういう意味では、大きく考えれば、整然と家屋の番号、その方の住所について、ルールがある方が基本的にいいと考えています。

これからの事務的な進め方ですが、先に市街地区域についての議決をいただいてからここは市街地区域となりました、とにかく、議会の議決を得ているのだから、実施をするというようなプロセスを踏むつもりはありません。これから地元説明会を開催し、十分に時間を取って理解をいただいた上で、実施をしていきたいと考えています。市長からも丁寧に説明をするようにと注意を受けています。

【会長】

納得いただけたでしょうか。

【委員】

議会は、いろいろな意見がでてくる場所であるので、そういうものも斟酌できるとか、乗り越えられる説明とか、そういうことを、早いうちに的を射た形で示した方がいいと思う。

【委員】

今日決めるという部分は、A案・B案・C案のうち、一度に全部できないから、どこから実施するかの話ですね。

【会長】

A案・B案・C案の中から、例えばC案を決める。C案を決めるにあたっての順番ですね、年次計画。これを皆さん方に了解いただきたい。

【委員】

C案がいいと思う。花小金井五丁目の未実施地域を早めにやって欲しい。今までに、花小金井五丁目の一部実施しているが、残っている部分は東久留米から入ってきた部分が現状開発地域で住宅ができています。その住所を早めに決めたい方がいい。

【会長】

他になにかあるか。

【委員】

これからの進め方ですが、任期が来年の1月末で終わる。この諮問を受けて、途中経過で放棄するわけにいかないと思う。会長の思惑もあると思う。今後どのような展開でまとめ上げていくか、予算編成時期でもある。直ちに平成22年度予算に盛り込むというわけにもいかない

と思う。日程的なものを聞かせてもらいたい。

【会長】

私のほうで話ができるのは、今日の意見をもとにして、会長限りにおいて答申案を作成し、次回の審議会に提案をする。次回の審議会は、年内に行い、答申も年内に市長に提出したい。その後答申を受けて、これから事務局が進めると思うが、今の段階で事務局の方は話できるか。

【事務局】

年内に答申いただいた場合は、年度内に六町の自治会長さんを対象とした説明会を開催したいと考えています。説明会の内容は答申の中味、住居表示の実施範囲、実施年度などのご説明を予定しています。平成22年の5月か6月頃に新たな審議회를立ち上げて、そこから対象地域の地元委員を含めて更に詳細な内容のご審議をいただく予定です。

【会長】

このような流れで進めたい。

【委員】

意見ですが、今年3月に答申して、今日の審議会では、天神町・大沼町が議会から市街地区域の決定が出ているのかなと思って出席した。まったく違う、いつ市街地区域の決定になるかが疑問のところ。この決定がなければいくら議論しても進んでいかないと思う。

【事務局】

資料にあるミドリ色に塗られている部分は、市として住居表示を実施する予定であったがまだ出来ていない地域です。仲町も既にミドリ色になっています。ミドリ色に塗られているけど、住居表示を実施していない地域をこれ以上増やしてはいけないという思いがあります。したがって、まず、自治会長に説明があり、次に住民に向けての地元説明会を対象地域で開催し、その結果、説明会でいただいた合意形成というものを再度次のメンバーの審議会にフィードバックし、ご審議いただく。これなら実施できると言えるところで決定をいただくというステップを踏みたいと考えています。したがって議会への上程は、おそらく平成23年度になるのではと考えています。

【委員】

今のようなスケジュールだと、次回でたたき台の案を作らないといけない。今回だされたA案・B案・C案、一歩前進する意味で、委員のなかで合意を得るならC案ならC案で決めておかないと。A案・B案だということになると、後戻りになってしまう。ここでは全員の了解のもとでどう

あるべきかを確認をして、一歩進めた方が良いと思う。

【会長】

諮問内容の(2)ですね。3案のうちのC案を採用しようということに対して、皆様方に賛同をいただきたいと思うがよろしいか。

【委員】

私は、今回がはじめての審議である。住居表示整備審議会の条例は、調査と審議という言葉があるが、調査ということの中には、A案・B案・C案でどれかに方向付けして、会長が調査し答申する、答申案を作るとなっている。もう一度、今日挙げた箇所の問題点、例えば大沼町一丁目と天神町二丁目の線路の以南は、今回は実施しないということによいか。また、このエリアの中で入っているものは全て実施するという理解でよろしいか。

【事務局】

ご理解のとおりです。今のところ住居表示ができないのは仲町と天神町二丁目の間の地域、ここ以外については、全部実施することになります。区域の割り方については、細かく言うと、これから町境等を決めなければいけない部分がありますが、大きな地域のブロックとしてとらえてご決定いただきたいと考えています。

今後、具体的な細かい町の境になると、住居表示した場合の、適当な町のサイズもあるので、それと実際の現地での道路の走り方、また鉄道の通り方、こういうことによって、町割り案というものがこの先にできます。ただ、今回については、そこまで行ってしまうと、本当に詳細な実施計画になりますので、その前段のところでのご決定をお願いします。

【委員】

具体的には、先ほど写真で示してあったような、町境の整備が必要な箇所のことであるが、東久留米市との間の花小金井五丁目はどうなるのか。これは大沼町二丁目というエリアの中で、仕事をやる対象になるという理解でよろしいか。

【事務局】

ご理解のとおりです。ただし町境や町名が変わる可能性もあります。

【委員】

要望書がでているが、線路以南大沼町一丁目の都営アパートのところは、今回実施区域に入らないところが一部ある。入らないことで今後の住居表示に対して調整される部分がでてくると思うが、実施対象になっていないところも含めて、説明会などをして住民の方々に説明してゆくと考えていいのか。

【事務局】

西武新宿線の南側に位置する大沼町一丁目が残るのですが、この部分については、必ず説明をします。今後、仮に、町の境は線路で切ることになると、線路から北側と南側に分けられ、線路から南側は、別の町名になることとなります。

仮に実施のブロックが、C案のような形で年次が違った場合については、南側の部分というのは同じ大沼町一丁目であっても、ほかの大沼町一丁目は実施されているけど、ここだけは1年待っていただいて、次の実施の時に新しい町の名前で何丁目何番何号に変わることになります。当然お住まいの方々に対しては、その旨説明をしてご了承をいただくというプロセスになろうかと思えます。

【会長】

答申の内容として表現されるものは、例えば天神町一丁目の全域とか、あるいは、実施区域の年度を決める場合は、例えば大沼町一丁目の一部を平成25年度に実施。ということになる。

【事務局】

答申をいただく時にどう言う条件で答申いただくかになってくるかなと思いますが、一つの案としては、会長がおっしゃったような形になるのではないかと思います。

【委員】

なぜ、大沼町一丁目・二丁目のA案は、C案のところ相殺されて、B案が落ちたのか。その大きな理由はどこにあったか。次回に資料として、仲町の境の問題、耕作地などの資料をだして、C案を中心に肉付けするにしても、そこだけはお渡ししたほうがより議論できると思う。

【事務局】

わかりました。

【会長】

町名の変更、街区の変更あるいは町境の変更等は、今回の答申ではこういう形でやりますよというのはありえない。

それでは以上をもって、本日の審議会を終了します。